

令和 7（2025）年度「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業」
「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」

**ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の策定及び導入に向けた
調査研究事業報告書**

＜参考資料：国別調査結果個票＞

令和 8 年 3 月 31 日
株式会社 丹青研究所

目次

ドイツ.....	1
イギリス.....	5
フランス.....	10
韓国.....	13
中国.....	18
モンゴル.....	23
カナダ.....	29
オーストラリア.....	35
マレーシア.....	41

※本資料において記載しているナショナル・コミッティ等の組織名称、各種用語等は丹青研究所
による仮訳

ドイツ

国名	ドイツ
本事例の特徴	欧米諸国の中でも早くから「世界の記憶」事業に着手。2年がかり・2段階の国内審査が特徴で、詳細は不明だがユネスコへの推薦が決まった案件の「待機リスト」が存在する。国際登録の件数は33件で、世界1位。国際登録された最初の記録物は「ベルリン録音資料館における世界の伝統音楽の初期円筒レコード」（1999年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・ドイツ・ユネスコ国内委員会（外務省の資金援助下にある独立組織）理事会によって3年間の任期で任命された「ユネスコ世界記録遺産事業ドイツ推薦委員会」（以下、ナショナル・コミッティ）が、国内から集まった提案を審査、評価、選定する ・国際登録は公募制だが、ユネスコが申請開始を発表する数か月以上前から案件を募り、予備審査の結果と助言を踏まえて正式な提出書類を準備させる仕組みがある ・この選考過程で最後まで高い評価を受けた提案についても、外務省が連邦政府メディア担当省及び各州と協議し、そのうえでユネスコへの推薦書の提出が行われる ナショナル・コミッティの概要 正式名称：ユネスコ世界記録遺産事業ドイツ推薦委員会／Deutsches Nominierungskomitee für das UNESCO-Programm „Memory of the World“ 設立年：1999年 ・現在の委員長は歴史家・アーキビストでブレーメン州立公文書館館長のコンラート・エルムスハウザー氏。同氏の他、逃亡・追放・和解財団（SFVV）理事、連邦政府文化メディア委員会の代表、教育文化大臣常設会議事務局の代表、ユネスコ国内委員会ヤングフォーラム所属の学生、外務省ユネスコ多国間文化政策ユニット長、元ザクセン＝アンハルト州教育大臣、連邦公文書館長、ドイツ図書館情報協会会長、その他の歴史博物館・公文書館・州立図書館の館長及び研究者など16名が委員を務める ・国際登録に関わる提案の審査、評価、選定その他、「世界の記憶」についてのドイツ国民の認知度を高める活動を行っている

A. 登録記録物に関する情報

国際登録の件数	33 件（2025 年登録 2 件 + 共同申請として 2 件）	うち共同申請数	10 件
地域登録の件数	0 件 ※欧州レベルの地域登録制度は存在しない		
登録された記録物の形式的傾向	書物 15、古写本 2、絵画 2、原稿・写本 7、地図 0、音楽／音声／録音 2、ネガ 0、その他 0、文書 7、写真・画像 1、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 1 ※ドイツに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 33 件の記録物の内訳 ※重複あり（「The Literary Estate of Friedrich Nietzsche」「Drawings and writings of children during wartime in Europe: 1914-1950」）		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）	なし
その他の暫定一覧表関連制度	あり。公開されている「世界の記憶」推薦ガイドには「各国は 2 年ごとに 2 件の登録申請をすることができ、通常「待機リスト [Wartelisten] が作成される」という記述がある。ただし、このリストの管理者や内容・役割などについては明記がない
国際登録への一般的プロセス	・2024 年版の募集案内によれば、国際登録の申請手続きは以下の流れで行われる 【簡易版の申請書の提出・予備審査】 ①文化遺産の所有権を持つ個人または機関、もしくは所有者の同意を得た個人または機関が、2-4 ページ程度の簡潔な説明を、ナショナル・コミッティの事務局に提出し申請する。提出期限は毎年 3 月 31 日 ②ナショナル・コミッティは、その年の秋に開催される会議で申請内容を検討して選定、結果を通知する。この会議では、申請者が居住している州の文化担当省も、申請された説明についての意見を提出することができる 【正式な申請書の提出・本審査】 ③上記の会議で肯定的な評価を得た申請者は、ユネスコ本部に提出する正式な形式で説明の全文や関連資料を準備し、再度ナショナル・コミッティに提出する。その場合、コミッティからのコメントを反映させる必要がある。提出期限は翌年の 3 月 31 日

	④ナショナル・コミッティは、この全文版が提出された年の秋の会議で申請内容を評価し、推薦案件の最終選考を行う。1回目の会議で肯定的な評価を得て選出されても、2回目の会議で否定的な評価が出た場合は、その時点で推薦手続きは終了する 【外務省による協議・ユネスコへの提出】 ⑤2回目の会議でも肯定的な評価を受けた申請について、外務省が連邦政府文化メディア委員（BKM）及び各州と協議、また他国との共同推薦の場合は関係国の委員会及び政府機関と協議の上、ユネスコ本部に提出する
備考	・ ドイツ・ユネスコ公式サイトの「世界の記憶」ページでは、国際登録された全ての記録物をプラットフォームの形でまとめて紹介している ・ また、同サイトでは、これらの記録物のポスターデータを無料で配布。個人や団体が自由に印刷・掲示できるツールとなっている

国際登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
The Literary Estate of Friedrich Nietzsche フリードリヒ・ニーチェの文学遺産 ※スイスとの共同申請 2025 年国際登録	哲学者、詩人、作曲家であるフリードリヒ・ニーチェ（1844-1900）は、現代において最も著名で影響力のある作家の一人である。20 世紀から 21 世紀にかけて世界的に受け入れられた彼の思想は、文化的、社会的、美学的研究の多くの領域で鮮明な反響を呼んでいる。特に注目すべきは、彼の著作が学术界を超えて、芸術的、改革主義的、大衆文化的文脈において大きな影響を与えた点である。他の著名な作家とは異なり、ニーチェは自身の文学的遺産を単に相続人に残しただけだった。そのため、彼の文学遺産は様々な改竄、争い、改訂、新版発行の対象となった。結果として、ニーチェの遺産は彼の作品を理解する上で中心的な役割を果たし、他の主要思想家の遺産とは一線を画している。
Frankfurt Auschwitz Trial フランクフルト・アウシュヴィッツ裁判 2017 年国際登録	フランクフルト・アウシュヴィッツ裁判は、1963 年から 1965 年にかけて 183 日間にわたる審議を行い、人種的・政治的理由による事実上工業化された大量殺戮システムに世界の注目を集中させた。これにより、国家社会主義に対する批判的かつ包括的な分析の突破口が開かれたのである。この裁判記録は 454 巻のファイルにまとめられ、ヘッセン州立公文書館（ヴィースバーデン所在）に保管されている。これには 319 名の証人（アウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所／絶滅収容所の生存者 181 名、収容所職員・親衛隊・警察関係者 80 名を含む）の証言記録が 103 本のテープに収録され、総再生時間は 430 時間に及ぶ。
Early cylinder recordings of the world's musical traditions (1893-1952) in the Berlin Phonogramm-Archiv ベルリン録音資料館における世界の伝統音楽の初期円筒レコード 1999 年国際登録	ベルリン・フォノグラム・アーカイブは、ベルリン国立博物館民族学博物館、プロイセン文化財団（Stiftung Preußischer Kulturbesitz）の音楽学部門の一部。西洋音楽とポップミュージックを除く、世界中の様々な文化遺産を代表する 14 万 5 千点以上の音楽録音が、エジソン・フォノグラム、アナログ・テープ、デジタル・テープ、あらゆる種類のディスク（78 枚組シェラック・ディスクから LP、CD まで）など、様々な記録媒体に収録されている。普遍的な意義と異文化間のつながりを持つ、世界でも類を見ないサウンド・コレクションである。

イギリス

国名	イギリス
本事例の特徴	国際登録へのプールを目的としたものではないが、募集案内・プラットフォームの面で充実した国内登録制度を有する。共同申請も多い。国際登録件数は 27 件で、世界 2 位。国際登録された最初の記録物は「ソンムの戦い」と「1940 年 6 月 18 日の呼びかけ」（ともに 2005 年登録※後者はフランスとの共同申請）
基本情報 ※2025 年 12 月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・英国ユネスコ国内委員会（以下、UKNC）を窓口として、国際登録・国内登録への登録申請を受け付けている ・国際登録は公募制で、UKNC と「英国世界の記憶国内委員会」（以下、ナショナル・コミッティ）が国内審査を行う ・2010 年より、国内登録制度「英国世界の記憶登録簿」を運用。同様に公募制だが、ナショナル・コミッティ委員への事前相談が必須とされており、審査も同コミッティが担当 ナショナル・コミッティの概要 正式名称：英国世界の記憶国内委員会／UK Memory of the World Committee 設立年：2008 年 ・英国在住の専門アーキビスト、図書館員、及び遺産専門家で構成。現在の委員長は、ディンバラ大学リサーチ・コレクションセンター・アーカイブズ部門責任者のレイチェル・ホスカー氏。委員は、エロスチャイルド・アーカイブ副館長、ロイヤル・ボランティア・サービス アーキビスト、ロンドン・メトロポリタン・アーカイブズ主任アーキビスト、ロンドン大学高等研究院デジタル・ヒューマニティーズ教授など計 11 名 ・国内登録への申請案件の審査を担当する他、国際登録への推薦書類の初期評価に携わる

A. 登録記録物に関する情報

国際登録の件数	27 件（2025 年登録 1 件 + 共同申請として 2 件）	うち共同申請数	16 件
地域登録の件数	0 件 ※欧州レベルの地域登録制度は存在しない		
登録された記録物の形式的傾向	書物 5、古写本 0、絵画 2、原稿・写本 10、地図 1 音楽／音声／録音 2、ネガ 0、その他 0、文書 8、写真・画像 1、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 2 ※イギリスに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 27 件の記録物の内訳 ※重複あり（「Documentary heritage relating to the life and work of Charles Darwin」他		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）	国内登録制度あり。2010 年に最初のリストを発表した。国際登録へのプールを目的としたものではないが、英国における「世界の記憶」事業の一環であり、現在までに 67 件の登録がある。『ユネスコ英国世界の記憶登録簿への推薦ハンドブック』（2021 年公開、以下『ハンドブック』）にて、申請プロセス等を分かりやすく解説している 正式名称：英国世界の記憶登録簿（UK Memory of the World Register） 導入年：2010 年（最初のリストの発表年） 目的 ・イギリス、その王室領土、海外領土の多様な記録遺産を保護・保存し、全ての人が永続的にアクセスできるようにすること ・その登録簿を通じて、国家的に重要にもかかわらず知られていない、あるいは見落とされている資料の重要性を提唱し認知度を高めること プロセス ・推薦は隔年で実施。提出期間は奇数年の 6 月 9 日から翌年の 1 月 31 日までの 7 か月間 ・提出までの具体的なプロセスとして、『ハンドブック』には以下の流れが記載されてる
-----------------	--

- ① 『ハンドブック』内の説明をよく読み、登録したいと思う記録遺産とその理由を検討。その案件が評価基準を満たしているかどうかを確認する
 - ② 推薦フォームを埋める前に、ナショナル・コミッティ委員に電話またはビデオ通話で連絡する。推薦案件とその理由について非公式で相談し、フィードバックを得る
※コンタクト先として副委員長と書記のアドレスを指定
※面談実施の最終期限は登録年度の1月15日
 - ③ 『ハンドブック』のセクション3（推薦フォームの記入に関する詳細解説）、セクション4（ケーススタディ）を参照し推薦フォームを完成させる
 - ④ 『ハンドブック』末尾のチェックリストを使用し関連書類を記入、補足エビデンスを全て揃えていることを確認する
 - ⑤ 全書類を電子メールにて事務局長宛に提出する
- ・提出後は、ナショナル・コミッティの全委員による審査が行われる。5月第1週までに採択可否を通知（非公開）、登録された案件の公式発表と表彰式が6月/7月に行われる

応募資格

- ・誰でも推薦が可能。ただし当該記録物の所有者・管理者以外の場合は正式な許可を得る必要がある。各組織または個人は、一つの推薦ラウンドにつき一件のみ推薦できる

評価基準

- ・申請する記録遺産が英国にとっての国家的重要性（英国全体の歴史・文化・人々の理解につながる卓越した価値・重要性）を有することを第一条件し、以下を基本ガイドラインとして明記
 - 国家的な重要性を有すること
 - 唯一無二のものであること
 - 英国に関する（場所、活動、人物の）資料であること
※国際登録された記録物でもその人物の活動の舞台が英国とは直接の関わりのない地域だったなどの理由で国内登録には適さないと判断される場合がある（例：ガートルード・ベル文書）
 - 記録遺産とそこに含まれる情報が国家的に重要であること
 - 明確な範囲が定義されていること
 - シンプルであること
- ※登録による広報効果を鑑み、複数機関にまたがる案件の集合体ではなく単一案件での申請を推奨

その他の暫定一覧 表関連制度	なし
国際登録への一般 的プロセス	・国際登録の申請手続きは、2026-2027 年サイクル（ユネスコによる公示：2025 年 6 月 30 日、申請受付期間：2025 年 7 月 1 日～11 月 30 日、登録発表：2027 年春頃）の場合、以下の流れで行われている ① ユネスコ国内委員会による募集開始（2025 年 7 月 4 日） ② ユネスコ国内委員会への推薦提出（～2025 年 9 月 30 日） ※当該記録物の所有者または管理者の事前の書面による同意があれば誰でも推薦可能 ※提出の前にウェブサイト内の情報とガイダンス、リソースセンターの関連文書に目を通すことを推奨 ③ ユネスコ国内委員会、ナショナル・コミッティによる推薦書類の初期評価 ④ 国によるユネスコへの申請（～2025 年 11 月 30 日）
備考	・UKNC 公式サイトの「世界の記憶」ページでは、国内登録と国際登録を同列の扱いで簡潔に解説するとともに、これまで登録された全ての記録物を画像付きで一覧化して紹介 ・国内登録・国際登録に共通する登録テーマとして、以下の 7 つの「章」を設定し、同サイト内で提示している：市民と権利、戦争と平和、映画と写真、植民地の歴史、産業・革命・科学、文学的過去、国家・宗教・権力

国際登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
Documentary heritage relating to the life and work of Charles Darwin チャールズ・ダーウィンの生涯と研究に関する記録遺産 2025 年国際登録	チャールズ・ダーウィンが提唱した自然選択による進化論は、自然と、自然界における人類の位置付けに対する理解に革命をもたらした。ダーウィンの職業的生涯を記録する優れたコレクションは、ケンブリッジ大学図書館、イングリッシュ・ヘリテージ（ダウン・ハウス）、自然史博物館、リンネ協会、キュー王立植物園、スコットランド国立図書館ジョン・マレーアーカイブなど複数の機関に分散して保存されている。これらは、ビーグル号航海中の初期研究、種の理論に関する最初の考察と展開、広範な観察と実験、人々との協働、そしてダーウィンの業績が受けた複雑な反応を記録している。コレクションには、初期の写真、書簡、ノートなどが含まれる。
The Appeal of 18 June 1940 1940 年 6 月 18 日の呼びかけ 2005 年国際登録 ※フランスとの共同申請	この「世界の記憶」登録に推薦された資料は、1940 年 6 月 18 日の呼びかけに関するものである。6 月 18 日に放送された呼びかけの手書き原稿、6 月 22 日の呼びかけのラジオ録音、8 月 3 日のポスターの原稿、そしてポスターそのものの 4 点は、この出来事の主要な証拠を構成すると考えられている。（以下略）
The Battle of the Somme ソンムの戦い 2005 年国際登録	1916 年の映画『ソンムの戦い』は、第一次世界大戦の主要な戦いの一つ（そして実際、20 世紀史のこの際だった出来事の多くの側面を象徴するようになった戦い）の強力なドキュメンタリー記録として、そして世界のどこにおいても初めて製作された長編の戦闘ドキュメンタリー映画として、唯一無二の重要性を持つ。後者の役割において、この映画はドキュメンタリー及びプロパガンダ映画の方法論を確立する上で大きな役割を果たし、また「事実」を扱う映画の倫理的取り扱いに関わる多くの Resister について議論を始動させた。これらの論点は、今日に至るまで関連性を持ち続けている。（以下略）

フランス

国名	フランス
本事例の特徴	暫定一覧表関係制度はないが、コンスタントな登録申請がみられる。国際協力に積極的で、共同申請の件数も多い。国際登録の件数は26件で、世界3位。国際登録された最初の記録物は「人間と市民の権利の宣言原本（1989年、1791年）」（2003年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・フランス・ユネスコ国内委員会（欧州・外務省の下部組織）における文化分野の内部委員会として、<u>「フランス世界の記憶国内委員会」</u>（以下、ナショナル・コミッティ）が置かれている ・「世界の記憶」事業の事務局はユネスコ国内委員会が担うが、ナショナル・コミッティを統括・主宰するのは文化省である ・ナショナル・コミッティは、ユネスコ国内委員会とともに、共同申請を含む登録申請のサポート・支援を行う ※国際登録に向けた申請書類の提出先はユネスコ国内委員会だが、提出期限やフォーマット、国内審査のプロセスを明記した募集案内は確認できていない ナショナル・コミッティの概要 正式名称：フランス世界の記憶国内委員会／Comité national français - Mémoire du monde ※他の表記も混在 設立年：2001年 ・現在の委員長は文化省・文化総監査官のアニエス・マニャン氏。国立視聴覚研究所、文化省の公文書遺産関係者、BnFの希少貴重本保管担当者、国立公文書館関係者、賞勲局のアーカイブプロジェクト長らの他、ユネスコ国内委員会の代表者2名、ユネスコ常駐フランス代表部1名の計15名が委員として名を連ねる ・主な活動内容は、記録遺産の保存に関する普及啓発事業の実施、「世界の記憶」登録申請の審査とユネスコ国内委員会への意見共有、専門団体やアーカイブ機関との協力関係の構築 ・登録申請の準備作業にも関与しており、申請資格の事前確認や書類の作成支援を行っている

A. 登録記録物に関する情報

国際登録の件数	27 件（2025 年登録 2 件 + 共同申請として 4 件）	うち共同申請数	12 件
地域登録の件数	0 件 ※欧州レベルの地域登録制度は存在しない		
登録された記録物の形式的傾向	書物 12、古写本 1、絵画 3、原稿・写本 3、地図 2 音楽／音声／録音 3、ネガ 0、その他 1、文書 3、写真・画像 1、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 4 ※フランスに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 27 件の記録物の内訳 ※重複あり（「Archives of the expedition of d'Entrecasteaux (1791-1794)」他）		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）	なし
その他の暫定一覧表関連制度	なし
国際登録への一般的プロセス	・国際登録に向けた具体的なプロセスは公開されていない ・共同申請については、ナショナル・コミッティと申請者との対話の中で意義や妥当性を検討
備考	・近年国際登録された案件に関しては、文化省がユネスコの発表に合わせて大きく紹介記事を出している。半面、これまで登録された全記録物の情報は欧州・外務省サイト内の簡素な一覧に留まる ・ナショナル・コミッティとユネスコ国内委員会が共同で、文化省の支援のもと「世界の記憶」の年次国内会合を開催している。直近の2024 年 11 月会合（会場：フランス語国際会館）では、「生き生きとした分かち合う文化財に向けた架け橋としてのデジタル」「伝えるために革新する：記憶をアクセシブルで没入的なものに」「アクセシブルな文化のために：文化財のためのパートナーシップとネットワーク」をテーマに議論が行われた ・ナショナル・コミッティ委員長のインタビューによれば、国際登録の件数にはいまだ偏りがある（西洋諸国が多くラテンアメリカ・アフリカ・アラブ諸国は極端に少ない）が、フランスのような国は共同申請を通して記録遺産の保護に協力できるという考えがある

国際登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
Drawings and writings of children during wartime in Europe: 1914-1950 戦時中のヨーロッパにおける子どもたちの絵と文章：1914～1950 年 2025 年国際登録 ※チェコ、カナダ、ドイツ、ポーランド、スイス、イギリスとの共同申請	ヨーロッパ全域の都市や農村に住むさまざまな年齢や社会階層の子どもたちが戦中・戦後に記した絵や文章のコレクションと 2 つの青少年雑誌で構成される。異なる文化にまたがる普遍的な証言であり、将来の世代にとっての価値がある。
Shoah, by Claude Lanzmann, restored 35 mm negative; Audio Archive Witnesses to the History of Shoah, 200 hours クロード・ランズマンによる『ショア』のレストア版 35mm ネガ、200 時間のショアの歴史に関する証言音声アーカイブ 2023 年国際登録 ※ドイツとの共同申請	第二次世界大戦中に 600 万人のユダヤ人が虐殺されたことを題材にし、クロード・ランズマン監督が 12 年かけて制作した映画『ショア』のアーカイブ。生存者たちが 30 年近く沈黙した後、1970 年代になって撮影された最初の証言集にあたる。絶滅収容所の近くで集められた目撃者、加害者、犠牲者の証言も多く含まれる。
Original Declaration of the Rights of Man and of the Citizen (1789-1791) 人間と市民の権利の宣言原本（1789 年～1791 年） 2003 年国際登録	人権に関する議論が開始してから憲法が交付されるまでの各種文書を網羅しており、1789 年の人権宣言の手書き版の原本、1791 年憲法の原典、1790 年にパリの国民議会で作成された人間と市民の権利の宣言の初版で構成される。1948 年に国連によって出された世界人権宣言を作成する際に大部分が引用されたことから普遍的な価値が確認できる。

韓国

国名	韓国
本事例の特徴	「ユネスコ国際記録遺産センター」の誘致・建設、「ユネスコ直指賞」の創設・運営への関与など積極的に活動。「暫定リスト」作成に向けた公示を出したことがあり（成果不明）、現在は公式の申請募集開始より半年ほど先んじて公募を実施。国際登録件数は 21 件でアジア最多（世界 5 位）。国際登録された最初の記録物は「朝鮮王朝年代記」と「訓民正音解例本」（ともに 1997 年登録）。
基本情報 ※2025 年 12 月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・国家遺産庁（旧称：文化財庁）によって 4 年間の任期で委嘱された委員からなる「世界記録遺産韓国委員会」（以下、ナショナル・コミッティ）が、国内における事業を管轄する ・国際登録・地域登録ともに基本は公募制で、国家遺産庁が募集案内を出している。審査はナショナル・コミッティが担当 ・ユネスコや MOWCAP の発表の前から公募をかけることで、推薦が決まった申請者の準備期間を確保している ・また、公募とは別の働きかけとして、国や関係団体の主導で特定案件の「登録推進委員会」を発足させる例がみられる ナショナル・コミッティの概要 正式名称：世界記録遺産韓国委員会／세계기록유산 한국위원회 (National Committee of Memory of the world, the Republic of Korea) 設立年：2021 年（現行委員会の設立年※任期 4 年） ・ユネスコ公式の「「世界の記憶」事業にかかる一般指針」及び韓国における「世界記録遺産韓国委員会運営に関する規定」（以下、「規定」）に基づいて、「世界の記憶」事業に関する全般的な事項を議論・審議する ・現在の委員長はソウル大学名誉教授のソ・ギョンホ氏（元 IAC 委員で、元韓国ユネスコ国内委員会情報コミュニケーション文化委員会副委員長）。氏の下に、職位委員 3 名（国家遺産庁、国家記録院、韓国ユネスコ国内委員会より各 1 名）と個人委員 7 名（関連機関・大学に所属する研究者・専門家）が名を連ねる

	・ 上述の「規定」第 2 条では、ナショナル・コミッティの役割・機能を以下のように定めている ● 国際登録・地域登録・国内登録の申請対象の選定・管理 ● 登録申請書の技術的事項の検討 ● 他国における登録申請対象の動向の把握と対応 ● 「世界の記憶」事業に対する認識向上と広報活動 ● 国際活動（IAC、MOWCAP 委員会等）への参加と協力関係維持 ● 関連機関間の情報交換と共同事業の検討・開発 ● 韓国に関わる登録済の国際目録・地域目録案件のモニタリング ● その他の世界の記憶遺産に関する事項 等		
A. 登録記録物に関する情報			
国際登録の件数	21 件（2025 年登録 2 件 + 共同申請として 1 件）	うち共同申請数	2 件
地域登録の件数	6 件		
登録された記録物の形式的傾向	書物 10、古写本 0、絵画 1、原稿・写本 4、地図 0、音楽／音声／録音 0、ネガ 0、その他 2、文書 3、写真・画像 1、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 0 ※韓国に関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 21 件の記録物の内訳 ※重複なし		
B. 暫定一覧表関係制度の導入状況			
国内登録制度（相当制度を含む）	「規定」には、国際登録・地域登録に並ぶ制度として国内登録の記載がある。これに直接対応する目録は確認できていないが、MOWCAP 総会の国別レポートでは、1）「文化財保護法」（1961 年制定）に基づく国家遺産のうち「記録遺産」と、2）「公共記録物管理法」（2008 年施行、現「公共記録物管理に関する法律」）に基づく「ナショナルアーカイブ [=公文書] 管理システム」の 2 点が国内登録に相当するという考えを示している。		

過去に「暫定リスト」の試みあり。一回限りの事業だが、2009年に文化財庁（現在の国家遺産庁）が「[世界記録遺産暫定リスト](#)」の作成（候補案件の公募）に取り組んでいる。

目的

- ・「文化財保護法」に基づき、優れた記憶遺産を発掘し〔※原文ママ〕、ユネスコ世界記録遺産〔＝「世界の記憶」〕に登録することで、優れた記録文化を持つ文化国家としての韓国の地位を高め、韓国の記録遺産が人類共同の遺産として、保存・活用できるようにすること
- ・この「暫定リスト」に掲載された案件の中から、2010年申請の国際登録をはじめとする、今後の申請対象を選出する計画

プロセス

- ・文化財庁（現在の国家遺産庁）の「文化財庁公告第2009-165号 世界記憶遺産暫定リスト申請公告文」によると、以下のとおり：
 - ① 文化財庁による公示（2009年8月31日）
 - ② 候補案件の受付（2009年9月14日～10月13日）
※当該記録物についての簡潔な紹介資料（様式あり、A4 5～10ページ程度）を提出。記述困難・不可能な事項は除外可能
 - ③ 文化財庁及び関連する専門家による審査（期間不明）
 - ④ 選出された案件の申請者への通知（時期不明）

応募資格

- ・申請対象の記憶遺産を所有または管理している機関（団体）及び個人
- ・申請対象の記憶遺産を直接所有または管理していないが、当該記録遺産の重要性と申請の必要性などを説明できる専門家または専門家団体

評価基準

- ・真正性、独創性・非代替性、世界的重要性
- ・また補助要件として、希少性、完全性、リスク、管理計画

その他

- ・現在の韓国の国際登録・地域登録は公募制であり、この取組の成果とその後の運用状況については情報がない

国際登録・地域登録への一般的プロセス	・国際登録・地域登録の公募は同一の公示での案内がある（重複申請は不可）。問い合わせ先は国家遺産庁・世界遺産政策課。2025年度〔＝国際登録の2026-2027年サイクル〕のスケジュールは以下のとおり 国家遺産庁による公示：2024年10月14日 公募期間：2024年10月14日（月）～12月20日（金）／68日間 受付期間：2024年12月12日（木）～12月20日（金）／9日間 ・ユネスコ・MOWCAPによる公式の募集開始よりも動き出しが早く、国内審査の後に申請書類の準備期間が設けられている点に特徴がある。 【国際登録】 ①公募（2024年10月14日～12月20日） ②申請対象の選定（2025年2月） ③申請者による申請書と広報映像物の作成（2025年2月～11月） ④国家遺産庁経由でユネスコへ提出（2025年11月） 【地域登録】 ①公募（2024年10月14日～12月20日） ②申請対象の選定（2025年2月） ③申請者による申請書と参考資料の作成（2025年2月～9月） ④国家遺産庁経由でMOWCAP事務局へ提出（2025年9月）
備考	・国際登録された記録物については、国家遺産庁の「国家遺産ポータル」の中で他のユネスコ登録遺産とともに紹介している ・また、「世界の記憶」事業と直接関係するものではないが、同ポータルには韓国における遺産分類の一つとして「記録遺産」の項が設けられている ・2004年に設置されたユネスコ「世界の記憶」直指賞は、韓国の国際登録案件「直指心体要節」（2001年登録）にちなんだものであり、同国外交部とユネスコ国内委員会、清州市の働きかけにより実現した。賞金については清州市が資金提供を行っている ・2020年には、ユネスコと大韓民国との協定により「ユネスコ世界記録遺産センター」（International Centre For Documentary Heritage、略icdh）を設立。「世界の記憶」分野では初のユネスコカテゴリー2センター（ユネスコとの共同によるプログラム実行機関）として、記録遺産の保存・保護、アクセシビリティ及び認知向上のための各種事業を実施している

国際登録・地域登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
Korea Reforestation Archives: A reforestation model achieved through public- private governance 韓国森林再生記録物：官民連 携による森林再生モデル 2025 年国際登録	荒廃した森林を再生するために大韓民国が主導した植林事業の記録。官報、政令、公文書、パンフレット、写真など 9,619 点の文書から成り、気候変動、土壌浸食、森林生態系の再生といった問題に対処する政策やプログラムに関する洞察を提供している。1961 年の森林法と 1973 年の第一次森林再生 10 ヶ年計画は、これらの取組において極めて重要な役割を果たし、市民参加を促す様々なインセンティブを提供した。（以下略）
Pyeon-aek : Hanging Wooden Plaques in Korea 韓国の扁額（へんがく） 2016 年地域登録	扁額は手彫りで、ハノク（韓屋、韓国の伝統家屋）の中央に掛けられていた。韓国学中央研究所（ACKS）が管理する 550 個の独特な扁額は 16 世紀から 20 世紀まで製作されたもので、氏族や儒教書院からセンターに委託され管理している。（以下略）
The Archives of the KBS Special Live Broadcast "Finding Dispersed Families" KBS 特別生放送「離散家族を 探して」記録物 2015 年国際登録	KBS 特別生放送「離散家族を探して」記録物は、1983 年 6 月 30 日から 11 月 14 日まで、韓国放送公社（KBS）が生放送した離散家族の再会記録 20,522 件で構成されている。453 時間 45 分の放送を収録したビデオテープ 463 本・制作日誌・参加申込書・放送記録・音声テープ・写真などが収蔵されている。KBS 特別生放送「離散家族を探して」は、冷戦が人々に残した深い傷跡を、韓国のみならず世界中で広く認識させるきっかけとなった。
Baegun hwasang chorok buljo jikji simche yojeol (vol.II), the second volume of "Anthology of Great Buddhist Priests' Zen Teachings" 仏祖直指心体要節（下巻） 2001 年国際登録	『仏祖直指心体要節』の「直指心体」とは、「参禅し人の心を直視すれば、その本性がすなわち仏の御心であることを悟るようになる」という意である。本書は禅宗の要点が収められており、高麗時代後期に白雲和尚によって編纂された。1377 年 7 月にチョンジュ（清州）市のフンドク（興徳）寺で可動式金属活字を使用して印刷された。韓国ではこれ以前の金属活字印刷が文献上は散見されるが、『直指』は現存する世界最古の可動式金属活字印刷。人類の印刷史における重要な技術的変化が見て取れる。

中国

国名	中国
本事例の特徴	世界で初めて国内登録制度を導入した国の一つ。この国内登録制度を国際登録・地域登録へのプール制度として活用している。国際登録件数は18件で、世界8位。地域登録件数は17件で、MOWCAP内最多。国際登録された最初の記録物は「伝統音楽のサウンド・アーカイブ」（1997年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・中国国家档案局・中央档案馆（アーカイブ資料を管理・保存する政府機関）の主導により設置された「世界の記憶事業中国国家委員会」（以下、ナショナル・コミッティ）を中核とする ※中国ユネスコ国内委員会（中華人民共和国教育部の管轄）の「世界の記憶」事業への関与は確認できていない ・ナショナル・コミッティの公式サイトで申請手続きや登録案件を詳細に紹介する他、四か所にある「世界の記憶」ナレッジセンター（マカオ、北京、福建、蘇州）で教育研究活動を展開 ・「中国アーカイブ・文書遺産目録」という名称の国内登録制度があり、原則として、この目録に登録されていることが国際登録・地域登録への推薦の前提条件となる ※ナショナル・コミッティの規定による ナショナル・コミッティの概要 正式名称：世界の記憶事業中国国家委員会／世界记忆项目中国国家委员会（MoW National Committee of China） 設立年：1996年 ・主な活動内容は、「世界の記憶」事業の実施・普及・研究・交流・広報・展示など全般。とくに「中国アーカイブ・文書遺産目録」に関わる審査と、その登録案件の国際登録・地域登録への推薦を担う ・中国国家档案局・中央档案馆直属の委員会という位置づけにあり、以下の二つの下部組織と事務局で構成される ● 「中国アーカイブ・文書遺産目録プロジェクト」主導グループ：国家档案局など関連部門の幹部で構成。事業計画の策定・

	実施の監督、制度改訂、国際機関や記録遺産を所蔵する各機関への助言を行う ● 「国家諮問委員会」：文献・档案・図書・古書・史学分野における著名な学者・専門家陣で構成（人数不明）。各地から申請された案件の評価を行い、選定案件の代表性を保证する
--	--

A. 登録記録物に関する情報

国際登録の件数	18 件（2025 年登録 2 件 + 共同申請として 1 件）	うち共同申請数	2 件
地域登録の件数	17 件		
登録された記録物の形式的傾向	書物 6、古写本 0、絵画 3、原稿・写本 0、地図 0 音楽／音声／録音 0、ネガ 0、その他 1、文書 5、写真・画像 0、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 2、映像／フィルム 0 ※中国に関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 18 件の記録物の内訳 ※重複なし ※カテゴリー不明案件あり（「Ben Cao Gang Mu（《本草綱目》 Compendium of Materia Medica）」）		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）	国内登録制度あり。2000 年に中国国家档案局・中央档案馆の主導で、国内登録制度となる「中国アーカイブ・文書遺産目録プロジェクト」を発足させた。2002 年（48 点選出）を第 1 回として、2003 年、2010 年、2015 年、2022 年と選定事業を継続し、これまでに計 198 点を登録。2024 年に第 6 回を実施。この目録の中から国際登録・地域登録に適した案件を選出・推薦する仕組みがある。 正式名称：中国アーカイブ・文書遺産目録 導入年：2000 年
-----------------	---

目的

- ・ 国家档案局の「世界の記憶」事業担当者によれば、以下の 2 点を目的として設置された
 - 国民への関心喚起を行い、アーカイブ・文献遺産の保護に関する社会的意識を向上させるとともに、計画的かつ体系的な救済・保護・発展を促進すること
 - 国内のアーカイブ・文献遺産を包括的に検討・把握し、「世界の記憶」の国際登録・地域登録に向けたより代表的な案件選出につながるような「プール制度」を構築すること

プロセス

- ・ 近年は 2 年ごとに目録を公表。第 6 回事業の場合、募集期間は 2024 年 11 月～2025 年 1 月、リストの公開は 2025 年 6 月
- ・ 手続きはナショナル・コミッティが主導し、以下の流れで実施：
 - ① 申請書類の提出
 - ② 「目録小委員会」（ナショナル・コミッティのうち「国家諮問委員会」の下部委員会、中国語表記：名録分委会、以下 RSC）による一次審査（予備審査）と申請機関への提案・要求
※上記は 2024 年 11 月以降の手続き。これ以前は、地域の応募案件について、各省・自治区・直轄市の公文書館による予備審査が行われていた
 - ③ RSC の意見を踏まえて申請機関が文書を補足・修正・改善、RSC に再提出。RSC が一次審査の意見をまとめて「国家諮問委員会」に提出
 - ④ 「国家諮問委員会」による本審査
 - ⑤ ナショナル・コミッティの承認を経て、「中国アーカイブ・文書遺産目録」に登録される
 - ⑥ この目録に載った案件のうち、世界的な影響力と重要性が認められるものをナショナル・コミッティが選出し、国際登録または地域登録への申請を行う
- ・ RSC は 2024 年 11 月、より科学的かつ厳格な制度運用を推進するために「国家諮問委員会」の下に設置された。国際登録のユネスコにおける審査に関わる「登録小委員会（Register Sub-Committee、略 RSC）」に倣っており、主な役割は以下の 2 点
 - 申請案件の技術的審査及び内容検討、申請機関と連絡を取りながら、文書の修正や補足説明に関する提案・要求を提示
 - 予備審査の意見をまとめ、「国家諮問委員会」に提出

	応募資格 ・ 応募資格については明記なし。提出する申込書には専門家の推薦書等の添付が求められる ・ 各省（自治区・直轄市）は最大 3 件まで、中央・国家機関及び中央企業は最大 1 件まで推薦できる。複数の省にまたがる、あるいは中央と地方が共同で申請する場合は、1 件の追加が認められる 評価基準 ・ 「時代」「主題内容」「地域性」「民族と人物」「形式と風格」「体系性」「希少性」を評価基準としている
その他の暫定一覧表関連制度	なし
国際登録・地域登録への一般的プロセス	国内登録を発掘・プールに活用
備考	・ 特別行政区を含めた国内 4 か所に学術センター（現在世界 8 か所にある「世界の記憶」ナレッジセンターの一部）を構える。マカオ（2016 年設立）、北京（2017 年設立）、福建（2018 年設立）、蘇州（2018 年設立）にあり、国家档案局が支援・協力 ・ 2021 年 4 月、ナショナル・コミッティ設立 25 周年の節目に合わせて「世界の記憶」事業の公式サイトを開設。国内登録された案件を段階的に公開する他、申請規則や手続きについての案内、国内外の最新動向、関連する専門論文・研究成果等を掲載している

国際登録・地域登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
The Steles of Shaolin Temple (566-1990) 少林寺碑碣 2025 年国際登録	西暦 495 年に建立された少林寺は、中国仏教禅宗の祖先、古代の王宮寺院、そして中国武術発祥の地の一つとして知られている。現存する 499 基の石碑は、1424 年に遡る石刻資料として、比較的完全かつ一貫した歴史記録を構成している。歴代王朝において、少林寺と国の政治権力、著名な知識人、世俗社会、そして海外の僧侶との広範な交流の過程で作成された一時記録であり、政治、経済、宗教、租税と賦役、軍事、文化、自然景観など、石碑の内容は多岐にわたる。石彫の芸術性と保存された文献の巧妙な融合を示す好例である。
Huang Di Nei Jing 《黄帝内经》 (Yellow Emperor's Inner Canon) 2011 年国際登録／2010 年地域登録	中国伝統医学における最古かつ最も重要な文献。2,200 年以上前の戦国時代（紀元前 475～221 年）に編纂され、医学の根本であり、最も代表的な文献とされている。「世界の記憶」に登録申請された版は、1339 年に胡氏古林書堂で木版印刷の技法を用いて印刷・出版された。現存する同種の文献の中で最も古く、最も保存状態の良いものである。 ※国際登録の概要文
Ben Cao Gang Mu (《本草綱目》 Compendium of Materia Medica) 『本草綱目』 2011 年国際登録／2010 年地域登録	中国伝統医学の歴史において最も完全かつ包括的な医学書。明朝（1368-1644）の医学者、李時珍（1518-1593）が 27 年の歳月をかけて編纂・執筆した。初稿は、明朝が最盛期を迎えていた 1578 年に完成した。薬効があると信じられていたあらゆる植物、動物、鉱物、その他の物質を列挙し、分析・解説しており、16 世紀以前の東アジアにおける医薬の成果と発展を象徴する。（中略）近代の薬理学研究の幕開けを告げるものである。 ※国際登録の概要文
Ancient Naxi Dongba Literature Manuscripts 古代ナシ族・トンパ文字の文書 2003 年国際登録	ナシ族の原始宗教の司祭であるトンパが使用する宗教典籍。原始的な絵画像形文字であるトンパ文字で記されており、ナシ族のトンパ自身が作った手すきの紙を用い、墨と竹筆で書かれ、糸綴じ製本となっている。（中略）この文献は 1950 年代に中国で文化総調査が行われた際、トンパ文化を研究する学者たちが現地調査の過程で住民から収集したものである。その後、トンパ文化研究所の参考図書館に所蔵された。
Traditional Music Sound Archives 伝統音楽のサウンド・アーカイブ 1997 年国際登録	約 7000 時間に及ぶ音源を収蔵する中国最大かつ最も体系的で充実した伝統音楽・民族音楽のコレクションである。50 以上の民族の伝統音楽及び民族音楽を網羅している。

モンゴル

国名	モンゴル
本事例の特徴	国内登録制度を国際登録・地域登録へのプールとして活用。国際登録の件数は7件で、世界36位。国際登録された最初の記録物は「『アルタン・トプチ』：1651年に記された黄金史」と「モンゴル・タンジュール Mongolian Tanjur/モンゴル・テンギル及び石碑」（ともに2011年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・モンゴル・ユネスコ国内委員会（外務省管轄）との連携下で、 「<u>「世界の記憶」プログラム・モンゴル国内委員会</u>」（以下、ナショナル・コミッティ）が国内事業の全般を担う ・「<u>モンゴル国記録遺産登録簿</u>」という名称の国内登録制度があり、国際登録・地域登録に向けた候補のリスト化と審査に活用している ・2011年の「『アルタン・トプチ』：1651年に記された黄金史」国際登録の経験が、国内における記録遺産の評価・登録・推薦体制を制度的に整備するきっかけとなった ナショナル・コミッティの概要 正式名称：「世界の記憶」プログラム・モンゴル国内委員会／（The Mongolian National Committee for “Memory of the World” Programme） 設立年：2010年 ・国内登録の開発・発展と MOWCAP 委員会との連携強化を主な目的として設置された ・所管は外務省と文化省。対外的な連絡窓口はユネスコ国内委員会。2011年よりモンゴル国立図書館を拠点として活動している ・2024年以降、15名（委員長1、事務2、委員12）で構成。文化・観光・青少年省副大臣が委員長を務める（氏名明記なし）。他の委員等の所属は以下のとおり： 文化・観光・青年省文書遺産専門官（事務局）、ユネスコ・モンゴル国内委員会コミュニケーション・情報プログラム専門官（事務局）、文化・スポーツ・観光・青年省文化遺産政策実施局局长、外務省多国間協力局局长、ユネスコ・モンゴル国内委員会事

	務総長、文化・スポーツ・観光・青年省対外関係・協力局局長、政府実施機関・総合公文書庁庁長、政府実施機関・文化芸術庁文化・文化遺産実施局局長、国立文化遺産センター所長、科学アカデミー言語学研究所所長、科学アカデミー歴史・民族学研究所所長、モンゴル国立博物館館長、国立図書館館長、ガンダンテクチェンリン僧院（モンゴル仏教センター）農村コミュニティ・文化・教育部門部長 ・主な機能・活動として以下を掲げる ● 登録候補となりうる文書遺産の予備リスト [= 国内登録簿] の作成 ● 同リストに掲載された文書遺産についての概要と紹介文の作成 ● ユネスコ「世界の記憶」登録のための申請書類の作成と提出 ● 文書遺産の保存・保護環境の改善、及び普及啓発活動の実施 ● この分野におけるユネスコ加盟国との協力関係の強化・発展 ● 文書遺産に関する研究の促進		
A. 登録記録物に関する情報			
国際登録の件数	7 件（2025 年登録 2 件）	うち共同申請数	0 件
地域登録の件数	5 件		
登録された記録物の形式的傾向	書物 4、古写本 0、絵画 0、原稿・写本 2、地図 0 音楽／音声／録音 0、ネガ 0、その他 1、文書 0、写真・画像 0、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 1、映像／フィルム 0 ※モンゴルに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 7 件の記録物の内訳 ※重複あり（「Inscription of Khüis Tolgoi 1」）		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）

国内登録制度あり。正式名称は「モンゴル国記録遺産登録簿（Монгол Улсын баримтатөвийн бүртгэл）」で、正確な導入年は不明。国内レベルで重要な案件のリストであると同時に、国際登録・地域登録への候補を同定・選出するためのプールとしての機能を持つ。モンゴル国立文化遺産センター（文化省の管轄機関）による手引き『[モンゴル国記録遺産登録簿への推薦遺産の登録方法](#)』（2022年公開、以下『手引き』）に具体的内容が記載されている。

正式名称：モンゴル国記録遺産登録簿

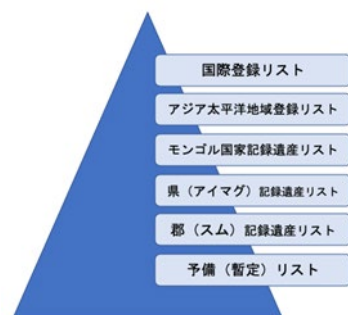
導入年：（不明）

目的

- ・『手引き』によると、以下を目的としている
 - モンゴル国内に存在する記録遺産（文書、写本、視聴覚資料等）を体系的に把握・登録し、国家レベルの記録遺産データベース（国家統合登録情報システム）を整備すること
 - 記録遺産の学術的・歴史的・文化的価値を評価し、保存・保護・継承を図ること
 - 国民及び文化機関の参加を促し、記録遺産に対する公共的認識と誇りを醸成すること
 - 国内一覧を整備する過程そのものによって、将来の地域・国際推薦時に再利用可能な知的インフラを形成すること

補足：制度の全体構造

- ・上述の『手引き』では、国際登録・地域登録を頂点として以下のような構造化がなされている



引用：『モンゴル国記録遺産登録簿への推薦遺産の登録方法』

※各段階におけるリストの名称は丹青研究所による仮訳。原文の記載内容を踏まえて意識している

・それぞれの役割は以下のように整理される

A) 「**予備（暫定）リスト**」：記録遺産の把握・整理のための予備的リスト。申請案件は国家統合登録情報システムに集約

※下記 B)C)に向けた一次情報のリストであり国際登録・地域登録のための暫定リストではない

B) 「**群（スム）記録遺産リスト**」及び「**県（アイマグ）記録遺産リスト**」：A)に登録された記録遺産のうち、モンゴル国内における地域的価値が認められた案件のリスト

C) 「**モンゴル国家記録遺産リスト**」：A)に登録された記録遺産のうち、国家的な重要性が認められた案件のリスト [= 正式な国内登録簿]。これを「候補母集団」として、国際登録・地域登録に向けた推薦プロセスを行う

プロセス

A) 「予備（暫定）リスト」

- ・記録遺産の所有者（国・地方自治体・文化機関・寺院・個人等）が、所定の Excel 様式に基づき、基本情報を作成・登録する
- ・期間の制限はなく、常時登録申請を受け付けている

B) 「群（スム）記録遺産リスト」及び「県（アイマグ）記録遺産リスト」

- ・国家統合登録情報システムに集約された予備情報をもとに、専門家による調査・評価を実施

C) 「モンゴル国家記録遺産リスト」

- ・専門家による評価とナショナル・コミッティによる審議・承認

応募資格

- ・（上記参照）

評価基準

・『手引き』では、A)～C) の評価基準として以下を明記

- モンゴル国家の歴史、関連する行政制度、及び歴史的出来事を記録・証明していること
- 生活様式・文化・科学において価値を有する資料であること
- 歴史的出来事、地域、山川の歴史的名称、自然、建造物などを記録・描写していること
- 国際的・地域的・国内的に（県・地方レベルを含む）著名な歴史的人物と関連していること

その他の暫定一覧 表関連制度	なし
国際登録・地域登録への一般的プロセス	正式な国内登録簿である C)「モンゴル国家記録遺産リスト」経由
備考	・2020 年にウェブサイトを開設。「世界の記憶」事業とナショナル・コミッティの紹介、国際登録・地域登録された記録物の一覧・詳細解説、国内における文書遺産への関心喚起（「世界の記憶」への登録検討）、記録物の保管・保護に関するアドバイスなどを行っている。同サイトは MOWCAP 及び韓国の国立アジア文化殿堂（National Asian Culture Center）の協力による ・ワークショップ・研修による申請支援も実施

国際登録・地域登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
Inscription of Khüis Tolgoi 1 フイス・トルゴイ 1 碑文 2025 年国際登録	インド系ブラーフミー文字を用いて古代モンゴル語で刻まれた岩刻文字。モンゴルの中核地域において約 1,400 年以上前に制作されたもので、古代モンゴル語の文法構造や語彙を研究するうえで極めて重要な史料である。モンゴル草原に暮らしていた遊牧民の精神的信仰を理解するための重要な手がかりを提供し、チンギス・ハーンによるモンゴル帝国成立以前から、部族連合や遊牧帝国が仏教を信仰していた可能性を裏づける資料としても注目される。言語は古代モンゴル語でありながら、文字体系としてはインド起源のブラーフミー文字を用いている点において、インド・中央アジア・北アジアを含むアジア諸地域間のダイナミックな文化交流を明確に示している。
Mongolia's First Postage Stamps 'Eldev Ochir' 「エルデフ・オチル」切手集 2024 年地域登録	1235 年、モンゴルは世界でも最初期の郵便制度の一つを創設し、駅伝制（乗り継ぎ式の馬による郵便駅）による通信網を発展させた。この伝統を受け継ぎ、1924 年にモンゴル初の郵便切手「エルデフ・オチル」と呼ばれる郵便切手が発行された。これは独立宣言や自国通貨の導入に先行するもので、切手には国名を記さず額面のみが示されている。「エルデフ・オチル」切手は、自由と独立の象徴としてアジア太平洋地域及び世界で注目を集めており、同時に、モンゴルがアジア太平洋地域における郵便制度の発展に貢献した証拠でもある。（以下略）
Family Chart of Hereditary Lords of the Khalkha Mongols, the House of Genghis Khan チンギス・ハーン家ハルハ・モンゴル 世襲領主家家系図 2024 年地域登録	チンギス・ハーン一族 980 名の系譜を示した家系図で、30 世代・約 700 年に及ぶモンゴル史を網羅し、1832～1862 年頃に編纂された。（中略）本資料は、1930 年代の大粛清により関連文書の多くが破壊されたなかで、現存するわずか三点のうちの一つであり、最古かつ保存状態の最も良好な、チンギス・ハーン一族の系譜研究に不可欠な真正史料である。
Lu. "Altan Tobchi": Golden History written in 1651 『アルタン・トプチ』:1651 年に記された黄金史 2011 年国際登録／2010 年地域登録	1651 年に記されたもので、アジアとヨーロッパにわたるモンゴル帝国の勢力範囲を含む、13 世紀から 17 世紀までのモンゴルと近隣諸国の歴史を扱っている。『モンゴル秘史』（モンゴル最古の歴史叙事詩）のモンゴル語一次資料系統に属する写本として現存する最古の例である。

カナダ

国名	カナダ
本事例の特徴	国内登録制度を導入・活用しており、国際登録への推薦案件は、ほとんどの場合、この国内登録簿から選出される（ただしその選出プロセスについての情報は公開されていない）。国際登録件数は12件で、世界20位。国際登録された最初の記録物は「ハドソン湾会社の記録」と「ケベック神学校のコレクション」（ともに2007年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・カナダ文化遺産省所管のカナダ芸術評議会の下部組織としてカナダ・ユネスコ国内委員会（以下、CCUNESCO）があり、その分野別委員会の筆頭に「<u>世界の記憶カナダ諮問委員会</u>」（以下、ナショナル・コミッティ）が置かれている ・2017年より、国内登録制度「<u>カナダ世界の記憶登録簿</u>」を運用。この国内登録に関しては、CCUNESCOへの《登録意向表明書》の提出・審査を経て、正式な《登録提案書》を提出させる流れがある。いずれも審査はナショナル・コミッティが行い、登録簿はCCUNESCOが管理する ・国際登録に関する具体的な案内はないが、事業の紹介ページには、CCUNESCOとナショナル・コミッティが共同で国際登録の可能性がある記録物の同定に取り組んでおり、多くの場合、この国内登録簿から国際登録候補が選出されるとの記載がある ナショナル・コミッティの概要 正式名称：世界の記憶カナダ諮問委員会／Comité consultatif canadien de la Mémoire du monde 設立年：2017年（前身の審査組織あり） ・設置主体はCCUNESCO。ケベックの文明博物館がケベック神学校コレクションの国際登録に向けたサポートを求めたことをきっかけとして設立された ・委員会は、一般公募によって選ばれた専門家陣で構成。カナダにおけるアーカイブ保存の観点を必須とする考えから、カナダ国立図書館・公文書館及びケベック国立図書館・公文書館からの代表各1名が必ず含まれる

- ・現在の委員長はコーディ・グロート氏（ウェスタン大学の歴史学科・先住民学プログラムの助教授）。氏を含めて、歴史や美術史の研究者、アーカイブコンサルタント、デジタルコレクション化を行う企業のビジネスアナリスト、CCUNESCO のコミュニケーション・情報プログラム担当官など計 9 名が委員を務める
- ・国内登録・国際登録に対して提出された申請書類を審査し、候補を推薦する
- ・また、委員長は CCUNESCO の執行委員会にも出席し、政府の関連部門やユネスコに対する提言を行う

A. 登録記録物に関する情報

国際登録の件数	12 件（2025 年登録 2 件 + 共同申請として 1 件）	うち共同申請数	2 件
地域登録の件数	0 件 ※北米レベルの地域登録制度は存在しない		
登録された記録物の形式的傾向	書物 3、古写本 0、絵画 1、原稿・写本 2、地図 0 音楽／音声／録音 0、ネガ 1、その他 0、文書 4、写真・画像 2、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 1 ※カナダに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 12 件の記録物の内訳 ※重複あり（「Drawings and writings of children during wartime in Europe: 1914-1950」他） ※カテゴリー不明案件あり（「Neighbours, animated, directed and produced by Norman McLaren in 1952」）		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）

国内登録制度あり。2017 年 5 月に現在のナショナル・コミッティとともに設立された。2018 年 3 月に最初の登録資料を発表（年度の都合により書面上は 2017 年登録）、2025 年 12 月現在の登録件数は 35 件（最初の登録件数は 8 件で、うち 6 件は 2017 年かそれ以前に国際登録済）。国際登録へのある種のプールとして活用しているようだが、国内登録から国際登録に至る具体的なプロセスは不明。

正式名称：カナダ世界の記憶登録簿（Registre de la Mémoire du monde du Canada）

導入年：2017 年

目的

- ・ 2025-2026 年の募集要項によると、カナダとその住民（先住民含む）に関する文書遺産の重要性を国として認定することで、保存と普遍的なアクセスを促すことを使命とする

プロセス

- ・ 公募の形で毎年度、候補案件を募集している。予備審査にあたる《登録意向表明書》と正式な《登録提案書》の 2 段階の手続きが特徴で、《登録意向表明書》については合意に関わらずフィードバックが書面で送付される。また、先住民の意思を尊重し、最終的な登録は応募者の判断にゆだねられる
- ・ 2025-2026 年の場合、以下の流れで審査が行われる：
 - ① CCUNESCO による募集開始（2025 年秋）
 - ② 申請者より《登録意向表明書》の提出（提出期限：2026 年 1 月 31 日）
 - ③ ナショナル・コミッティによる最初の審査～審査を通過した申請者より《登録提案書》の提出（提出期限 2026 年 8 月上旬）
 - ④ ナショナル・コミッティによる 2 回目の審査～登録可否の決定・通知（2026 年秋）

※《登録意向表明書》は、質問票に基づいた簡潔な応募書類で、文章（500～1500 語程度）、動画（5～8 分）、音声（5～8 分）のうち任意の形式を選択可能。《登録提案書》は、フォーマット及び添付資料数に規定がある

	応募資格 ・カナダにとって重要な文書遺産を保管している、全ての個人、民間機関、公的機関、団体、コミュニティ 評価基準 ・本物かつ唯一の、他に代えられるものがない、カナダの歴史の重要な瞬間を証言する文書遺産が対象となる。選考基準は以下の三点に大別される ● 国家的な意義（時代／場所／人物・社会／主題・テーマ／形式・スタイル／精神的・共同体的意義） ● 真正性（由来が明確な原本であること） ● 唯一無二かつ代替不可能性（当該文書が失われれば集団的記憶が損なわれること） その他 ・年度ごとに応募を歓迎する優先テーマが設定されている。該当しない資料でも《登録意向表明書》《登録提案書》の提出は可能。テーマ例は以下のとおり ● 人権・マイノリティの権利（2025-2026） ● 和解（2025-2026） ● 軍事運動・社会政治運動（2025-2026） ● 公平性（2025-2026） ● 黒人カナダ人の起業家精神及び奴隷制に関する記録（2025-2026） ● 科学・技術・工学・数学（STEM）に関する記録（2024-2025） ● 黒人カナダ人に関する記録（2024-2025） ● 先住民言語に関する記録（2024-2025）
その他の暫定一覧表関連制度	なし
国際登録への一般的过程	・国内登録と国際登録の一般的なプロセスについて、CCUNESCO 公式サイト内の紹介ページでは以下の簡潔な案内を併記している 【国内登録】 ● CCUNESCO による公募の開始後、応募者は《登録意向表明書》を提出する。内容が承認されると、CCUNESCO に《登録提案書》を提出するよう促される

	● 提出された《登録提案書》をナショナル・コミッティが審査し、国内登録簿に加える案件を推薦する 【国際登録】 ● ユネスコによる募集開始後、応募者は登録提案の書類を CCUNESCO に提出する ● 提出された申請書をナショナル・コミッティが審査、国際登録簿への登録申請を推薦する ● 国際諮問委員会が申請書を審査し、国際登録簿への登録を推薦、ユネスコ事務局長に承認を求める ● 詳細は CCUNESCO に要問い合わせ ・ 国際登録のユネスコへの申請書のうち、「ステークホルダーとの協議」の項で国内登録に言及してる例がある。2025 年に国際登録された「ジョン・ピーターズ・ハンフリー：国際人権活動経歴のアーカイブ」の場合、2023 年に国内登録されたこの記録物の重要性はカナダ国外にも及ぶものであり、国際登録への推薦は自然的かつ論理的な流れであるとしたうえで、関連機関における推薦支持について述べている
備考	・ 国際登録・国内登録された全登録案件を一覧化したプラットフォームがあり、定期的に更新されている ・ カナダは「世界の記憶」発足時から本事業に関与（IAC の初代委員長は元カナダ国立公文書館館長のジャン＝ピエール・ワロー氏） ・ 2001 年以降、CCUNESCO はカナダ国立公文書館（現カナダ図書館・公文書館）とカナダ文化遺産省に対して国内登録の整備を促していた ・ 同時に国際登録への申請案件を推薦できる諮問委員会（＝ナショナル・コミッティ）の設立を進めていたが、評価基準に関する議論の紛糾などの要因が重なり、実際の設立は 2017 年まで遅れた

国際登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
John Peters Humphrey - the Archives of an International Human Rights Career ジョン・ピーターズ・ハンフリー：国際人権活動経歴のアーカイブ 2025 年国際登録（2023 年国内登録）	1946 年、カナダ・マギル大学の法学教授だったジョン・ピーターズ・ハンフリーが国連人権委員会の初代委員長に任命され、世界人権宣言（UDHR）の起草にあたった。本アーカイブにはハンフリーによる UDHR の手書き草案も含まれ、各国のメンバーが携わった戦後の国際人権法の発展と進化がうかがえる。
Hudson's Bay Company Archival records ハドソン湾会社の記録 2007 年国際登録（2017 年国内登録）	1670 年～1920 年にかけてのハドソン湾会社の活動記録。現在まで続く企業だが、創立 250 周年にあたる 1920 年に記念事業として包括的なアーカイブが整備された。3 世紀にわたる企業の発展とカナダの国家形成への寄与がうかがえる。
Quebec Seminary Collection, 1623-1800 (17th-19th centuries) ケベック神学校のコレクション（1623～1800 年） 2007 年国際登録（2017 年国内登録）	北米全域の管轄だったケベック教区の司教養成・先住民布教を目的として設立されたケベック神学校に関する記録。ケベックや北米文化の形成を証言するもので、北米植民地史の研究にとっては極めて重要な資料にあたる。

オーストラリア

国名	オーストラリア
本事例の特徴	世界で初めて国内登録制度を導入した国の一つ。この国内登録制度は国際登録・地域登録へのプールを目的としたものではないが、プラットフォームによる活発な発信がある。国際登録の件数は16件で、世界29位。国際登録された最初の記録物は「ジェームズ・クックのエンデバー号航海日誌」「マボ判決の原本」（ともに2001年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・オーストラリア・ユネスコ国内委員会（外務貿易省内）が管轄・支援する「オーストラリア世界の記憶国内委員会」（以下、ナショナル・コミッティ）が、国内プログラムの全般を担う ・ナショナル・コミッティの設立時から、国内登録制度「オーストラリア世界の記憶登録簿」（通称「AMW Register」）を整備・運用。慣例として、国際登録・地域登録された記録物はこの国内登録簿にも登録される ※この国内登録簿を国際登録・地域登録へのプールとする意図は確認できていない。国際登録・地域登録の公募情報も見当たらないが、現在公開されているナショナル・コミッティの活動目的の一つとして「国際登録への推薦の提案」があり、また、2010年時点の活動報告には「国際登録・地域登録・国内登録を目指す記録遺産の国内申請の受領と審査」「国際登録・地域登録への登録申請の国際諮問委員会・地域委員会〔MOWCAP〕への提出」がその役割として明記されている ナショナル・コミッティの概要 正式名称：オーストラリア世界の記憶国内委員会／Australian Memory of the World Committee 設立年：2000年 ・オーストラリア・ユネスコ国内委員会管轄の非営利組織であり、手続き規則や委員に関する承認の責任は同ユネスコ国内委員会が負う ・現行委員会の長は、国際記録遺産センター（韓国）のボードメンバーでもあるロズリン・ラッセル氏。書記、会計、評価小委員会委員長各1名の他、オーストラリア先住民・トレス海峡諸島民研

	究協会、オーストラリア戦争記念館、オーストラリア国立図書館などに所属する多様な機関・職業の委員 20 名が名を連ねる ・ 以下を主な目的として、一連の国内プログラムを実施している ● 国内登録（AMW Register）の発展・展開 ● 国際登録への推薦の提案（propose） ● 出版やプレゼンテーションによる事業の普及・促進 ● 特定のプロジェクトや活動に対する政府や民間セクターによる支援の促進・要求 ● 精選された遺産事業への参画と記録遺産分野の重要性の提唱 ・ 以下の二つの下部委員会が存在する（情報は 2022 年時点） ● 評価小委員会（Assessment Sub-Committee）：IAC の慣例に従い、歴史家、アーキビスト、図書館員、博物館専門家、先住民遺産専門家らで構成。国内登録への推薦を審査し、ナショナル・コミッティへ勧告 ● 「オーストラリア社会を記録する（Documenting Australian Society、略 DAS）」作業部会：コミッティが近年推進している事業である DAS プロジェクトを担当 ※DAS はオーストラリアにおける記録遺産の保存とアクセス提供に向けた連携強化の取組であり、2018 年にキャンベラで開催されて国内関係者のサミットを契機に発足		
A. 登録記録物に関する情報			
国際登録の件数	7 件（2025 年共同申請 1 件）	うち共同申請数	1 件
地域登録の件数	4 件		
登録された記録物の形式的傾向	書物 3、古写本 0、絵画 1、原稿・写本 1、地図 1 音楽／音声／録音 0、ネガ 0、その他 0、文書 1、写真・画像 1、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 1 ※オーストラリアに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 7 件の記録物の内訳 ※重複あり（「Archives of the expedition of d'Entrecasteaux (1791-1794)」他）		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）

国内登録制度あり。この制度は 2001 年に国際登録を果たした二つの案件とともに始まった。現在までに 98 件の登録があり、国際登録・地域登録された記録物も含まれる。

正式名称：オーストラリア世界の記憶登録簿（Australian Memory of the World Register、通称 AMW Register）

導入年：2000 年（最初の登録は 2001 年）

目的

- ・（明記なし）

プロセス

- ・ [募集案内](#)によれば、2 年ごとに実施。具体的なつながりは確認できていないが、国際登録・地域登録のサイクルと交互になるように設定されている
- ・ 直近の推薦ラウンドのスケジュールは、以下のとおりである
 - ① 申請開始（2025 年 11 月 30 日）
 - ② 推薦者による書類の提出（提出期限：2026 年 6 月 30 日）
 - ③ 評価小委員会による審査、ナショナル・コミッティによる承認
 - ④ 結果の通知（2026 年 12 月）
 - ⑤ 式典にて登録証を授与（2027 年初頭）

応募資格

- ・ 全ての関係官庁、組織、団体、個人が推薦可能。ただし、適切な遺産関連機関による直接的・間接的な推薦と、危機にあるオーストラリアの文書遺産が優先される
- ・ 複数の所有者または保管者に案件が分散している場合は共同推薦も可能であり、推奨される
- ・ ナショナル・コミッティは自らが推薦を開始する権利も留保する

評価基準

- ・ オーストラリアにとっての重要性が主な基準となる。申請の際は以下のうち、その遺産に関連する一つ以上の基準について記述することが求められる：歴史的意義、形態と様式（革新性や芸術性等）、社会・共同体・精神的意義、希少性、完全性と保存状態

	・後述の E-Book によれば、申請内容の審査には、遺産コレクション委員会とオーストラリア・コレクション評議会がそれぞれ策定した動産遺産コレクションに関する評価基準が用いられている ※情報は 2015 年時点 その他 ・E-Book（2015 年刊行）の形で最初期に登録された 50 件の記録物を紹介。書籍の主な目的はオーストラリアの国内登録簿とその他の「世界の記憶」登録簿（Registers）への推薦促進
その他の暫定一覧表関連制度	なし
国際登録・地域登録への一般的プロセス	（公募スケジュール等を記載した公式の案内は確認できていない）
備考	・国内登録案件の紹介に特化したプラットフォームを有する ・オーストラリアのレイ・エドモンドソン氏による MOWCAP 公式レポート「『世界の記憶』プログラムにおけるアジア太平洋地域枠組みの発展状況に関する進捗報告」（2005 年公開）では、「世界の記憶」プログラムは「最終的には全ての国が自国の国内登録簿を持つべきであるという理論に基づいて運営されている」とし、信頼性のある登録簿の必須事項として以下を示している ● 指針及び選定基準のセット（「一般指針」と整合し、それを雛形として用いつつ、国内事情に合わせて調整されたもの） ● 推薦フォーム ● 年次または隔年で推薦を募集するためのプロセス ● 推薦案件を処理し、基準を満たすか否かを判断する評価メカニズム（国際レベルでは、一次評価は RSC [登録小委員会] が、最終決定は IAC [国際諮問委員会] が行う） ● 登録簿が保管され、アクセス可能な場（最も合理的なものはウェブサイト） ● 登録を正式に承認する手段（証書授与を行う公開イベント等） ● 広報 ● 監督（例えば、ロゴの使用が適切に承認され、監視されていることを保証するため） ・このレポートでは、オーストラリアと中国の事例に言及し、記録遺産への関心を集めるうえで国内登録が持つ広報・アクセス面での価値の大きさを強調している

- ・また、過去の情報となるが、[2010 年の MOWCAP 総会の国別レポート（補遺 F）](#)では、コミッティの活動内容として以下の具体的な記載がある
 - オーストラリアにおける「世界の記憶」プログラムの認知度向上と推進
 - 政府機関及び非政府組織との緊密な連携による、国内登録簿の維持管理
 - 国際登録・地域登録・国内登録を目指す記録遺産の国内申請の受領と審査
 - 国際登録・地域登録への登録申請の国際諮問委員会・地域委員会 [MOWCAP] への提出
 - オーストラリア及びアジア太平洋地域における特定の「世界の記憶」プロジェクトと活動に対し、政府及び民間セクターの支援を促進
 - オーストラリアで行われる「世界の記憶」事業の監視・監督
 - MOWCAP との緊密な連携
- ・2022 年 11 月、公共図書館ネットワーク「ライブラリーズ・ACT」とナショナル・コミッティの提携により、キャンベラの ACT ライブラリ内に「世界の記憶」の[ナレッジセンター](#)を設立
 - ※「世界の記憶」のナレッジセンターは、オーストラリアの他、韓国、コートジボワール、メキシコ、中国（マカオ、北京、福建省、蘇州）の計 8 か所に設置されている
- ・国内登録の 2023-2024 サイクルでは、ACT ヘリテージ・ライブラリを会場として、登録手続きの流れや、選考基準、登録フォームなどの説明・アドバイスを行うワークショップが開催された

国際登録・地域登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
Archives of the expedition of d'Entrecasteaux (1791-1794) ダントルカストー探検の記録 2025 年国際登録 ※フランスとの共同申請	ダントルカストー探検（1791-1794）は、科学的な世界周航であり、タスマニア、オーストラリア沿岸、ニューカレドニア（フランス領）、トンガ、パプアニューギニア、そして多くの太平洋諸島を探検した。本記録は、書簡、公開日誌、ドローイング、計画書、地図、沿岸測量図、を含む 58 箱と台帳からなり、総ページ数は約 27,000 ページに及ぶ。この航海のハイライトは、ヨーロッパ人とタスマニア先住民（パワラ・ルトルウィタ）とのファースト・コンタクトの一つを確立したことであり、異文化接触のユニークな事例を提供している。航海日誌にはこれらの接触の記録に加え、復興の途上にある言語の唯一無二の記録を提供する仏-パワラ言語彙集が含まれる。
Landmark Constitutional Documents of the Commonwealth of Australia オーストラリア連邦憲法の重要文書 2008 年地域登録	近代オーストラリアは 1788 年にイギリスの流刑地として始まり、植民地群から独立国家へと発展し、内乱や革命を経験することなく発展した。この画期的な文書集は、世界で最も安定し、長きにわたり民主主義国家として君臨してきたオーストラリアの歩みを物語っている。オーストラリアは、国民の自由投票によって建国された世界初の国家であり、誕生が映画カメラによって記録された最初の国でもある。（以下略）
The Endeavour Journal of James Cook ジェームズ・クックのエンデバー号航海日誌 2001 年国際登録	クックが 1768 年から 1771 年にかけて HMS エンデバーで行った太平洋初探検航海に関する、クック自身の筆跡による原文書。この航海ではオーストラリア東海岸のヨーロッパ人による初の海図作成とニュージーランドの初の一周航海が行われた。本文書は、オーストラリアのイギリス植民地化（実際には 1788 年）を予告するとともに、先住民（地球上で最も古い生存文化）がイギリス法の下で実質的に存在しないと見なされることによる悲劇的な結果を预示する重要な資料である。
The Mabo Case Manuscripts マボ判決の原本 2001 年国際登録	エドワード・コイキ・マボの個人文書は、マボ裁判に関する法的・歴史的資料とともに所蔵されている。エディ・マボは先住民活動家であり、その活動は、彼の死後間もなく 1992 年 6 月にオーストラリア連邦高等裁判所が「無主地（terra nullius）」の原則を覆す結果をもたらした。この判決はオーストラリアの法制度と立法環境に深い変革をもたらし、先住民の地位や土地権、そして一般的な人種関係に影響を与えた。マボ裁判の意義は、経済的・政治的影響に関わらず、既存の部族法が侵略してきた文化の基本法よりも正式に優越すると認められた、世界史上きわめて稀な事例であるという点にある。

マレーシア

国名	マレーシア
本事例の特徴	関連省庁や公文書館等からなるナショナル・コミッティが国際登録・地域登録の候補案件を直接選出する仕組みがある。国際登録の件数は8件で、世界28位（26位の日本と僅差）。国際登録された最初の記録物は「ケダのスルタン時代後期の書簡[1882-1943]」「ハン・トゥア物語」「セジャラー・メラユ」（いずれも2001年登録）
基本情報 ※2025年12月時点	「世界の記憶」事業の運営体制 ・国家遺産局（「2005年国家遺産法」及び関連法令に基づき、文化・観光省内の一部局として2006年に発足）の主機能の一つとして「国家遺産の国際レベルでの推薦及び認定の調整」があり、同局にナショナル・コミッティの事務局を置く ・国際登録・地域登録ともに、登録を目指す案件はナショナル・コミッティ委員の所属機関等が管理する記録物の中から直接選出している。また、2008年以降のユネスコへの推薦（共同申請を除く）及び2024年以降のMOWCAPへの推薦は国家遺産局名義で行われている ※上記はMOWCAP総会の国別レポート及びユネスコ・MOWCAPへの申請書の記載内容による ※ナショナル・コミッティの名称等についての情報もMOWCAP総会の国別レポートに記載の内容に限られる ※教育省が主管するマレーシア・ユネスコ国内委員会（MNCU）との直接の関係は確認できていないが、MNCUの公式サイトには登録案件の一覧を含む事業の紹介ページがある ナショナル・コミッティの概要 正式名称：世界の記憶国内委員会（マレーシア）／Memory of the World National Committee (Malaysia) 設立年：不明 ・委員長はマレーシア国立公文書館の長官、委員は以下の関係省庁・機関・団体を代表する25名であり、この構成は不変である（情報は2022年時点）： マレーシア観光・文化省、マレーシア国際連合教育科学文化機関（UNESCO）国家委員会、マレーシア国家公文書館、マレーシア国立図書館、マレーシア博物館局、国語・文学研究所、博物館局

(サラワク州、サバ州)、サバ州公文書館、スランゴール州マレー慣習・文化財団、ジョホール文化遺産財団、地域博物館公社 (マラッカ州、クランタン州)、地域博物館理事会 (ペナン州、パハン州、ペラ州、ヌグリ・スンビラン州、トレンガヌ州、ケダ州、サラワク州)、大学図書館 (マラヤ大学、マレーシア科学大学、スルタン・イドリス教育大学)、マレーシア遺産トラスト

・過去の情報となるが、[MOWCAP 総会の国別レポート \(2016 - 2017\)](#) によれば、同年は以下の活動を実施：

- 記録遺産の特定・登録の推進 (前掲の直接選出・推薦を含む)
- ユネスコ勧告及び関連規範の情報共有
- 保存に関する人材育成と支援
- 記録遺産へのアクセス向上
- ユネスコ勧告のマレー語翻訳
- 記録遺産のリスク対策
- 国際協力による共同登録の推進
- 国際シンポジウムの開催

※ナショナル・コミッティの活動が詳細に記載された直近の年次活動報告や他の公式情報は確認できていない

A. 登録記録物に関する情報

国際登録の件数	8 件 (2025 年登録 1 件 + 共同申請 1 件)	うち共同申請数	3 件
地域登録の件数	3 件		
登録された記録物の形式的傾向	書物 4、古写本 0、絵画 1、原稿・写本 2、地図 0、音楽／音声／録音 1、ネガ 0、その他 0、文書 1、写真・画像 1、ポストカード 0、報告書 0、銘板／石碑 0、映像／フィルム 1 ※マレーシアに関わる国際登録案件のうち、2025 年までに登録された 8 件の記録物の内訳 ※重複あり (「The Birth of the Association of Southeast Asia Nations (ASEAN)(Archives about the Formation ASEAN, 1967 – 1976)」)		

B. 暫定一覧表関係制度の導入状況

国内登録制度（相当制度を含む）	国際的な一般指針を反映するものではないが、 MOWCAP 総会の国別レポート（2022） では、「2005 年国家遺産法（第 645 号）」に基づく独自の登録簿を国内登録相当のリストとみなす考えを示している。
その他の暫定一覧表関連制度	あり。ナショナル・コミッティ委員の所属機関等が収蔵・管理する記録物の中から国際登録・地域登録への候補を直接選出しており、有識者等による推薦制度に近い体制が認められる。
国際登録・地域登録への一般的プロセス	・公式案内は確認できていないが、2023 年に国際登録された「Misa Melayu MSS 6.（ミサ・ムラユ MSS 6）」の場合は、以下の流れで行われた ① ナショナル・コミッティの会合（2018 年 5 月 18 日開催）に関連機関が参加、さらに関係する専門家を交えて議論（5 月 25 日）。概ね、全委員が国際登録への推薦に合意 ② 2021 年にユネスコへ推薦書類を提出（推薦者：国家遺産局長兼ナショナル・コミッティ委員長、推薦者の署名日：2021 年 11 月 30 日）
備考	・MNCU の公式サイトでは、「世界の記憶」の登録案件を一覧化して簡易的に紹介している ・MOWCAP が正式に発足するのは 1998 年だが、アジア太平洋地域における「世界の記憶」事業に関する最初の専門家会議は、1994 年にマレーシア・クアラルンプールで開催された（主催：ユネスコ、マレーシア国立公文書館）。この会合では、域内の全ての加盟国に対してナショナル・コミッティと地域調整委員会の設立を提言している ・同じくクアラルンプールで開かれた 2004 年の「世界の記憶」事業 MOWCAP 執行委員会では、中国における国内登録制度に関する発表があった。同年のUNISIST Newsletter（Vol. 32, No2）によると、この会合では、中国とオーストラリアが世界で初めて国内登録制度を設置した国であることが正式に認められた。同じ地域内の他の国々にも制度の導入が推奨されている、との付言あり

国際登録・地域登録された記録物の例

名称／登録年	概要文
Al-Tarikh Salasilah Negeri Kedah – Genealogical History of Kedah State アル＝タリク・サラシラ・ネ グリ・ケダ：ケダ州系譜 2024 年地域登録	本写本は、マレーシア・ケダ州における王権の起源と国家 形成を扱ったものであり、20 世紀初頭のクダ・マレー王国 の宮廷文筆家による史書制作の発展を理解するうえで重要 な手掛かりを提供する。
Kitab Ilmu Bedil – Book of Malay Traditional Weaponry キタブ・イルム・ブディル ー：マレー伝統武器書 2016 年地域登録	19 世紀半ばに書かれたマレー伝統文学の一ジャンルであ り、武器にかかわる貴重な伝統知識が収録されている。
Correspondence of the late Sultan of Kedah (1882-1943) ケダのスルタン時代後期の書 簡[1882-1943] 2001 年国際登録 ※推薦書提 出は 2000 年	西洋式植民地主義が到来する以前のマレー諸王国について 残された唯一の証拠であり、普遍的な価値を有している。 急速に変化する世界において、二つの大国の間で揺れ動く 移行期の国家の不安定な姿を描き出しているからである。 （中略）これらの記録は、社会変動、経済、政治、外交、 教育、宗教、風俗など、多様な観点からの研究に有用であ る。
Hikayat Hang Tuah ハン・トゥア物語 2001 年国際登録	マレー文学の古典であり伝統的なマレー叙事詩として位置 づけられる。世代を超えてマレー人に語り継がれてきた民 間伝承であり、マレー人だけでなくマレー諸島の地域全体 でも広く知られる国家的文学遺産として高く評価されてい る。（中略）物語の主人公ハン・トゥアはマレー社会にお ける忠義、騎士道、伝統への服従を象徴し、当時のマラッ カ王国の栄華とマレー人の勇敢さを象徴的に表している。

令和 7（2025）年度「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業」
「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」

**ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の策定及び導入に向けた
調査研究事業報告書**

< 参考資料：国別調査結果個票 >

発 行 年 月 日 令和 8 年 3 月 31 日

調査・編集・発行 株式会社 丹青研究所